

# いじめ防止基本方針

## 1 策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び、熊本県・玉名市の「いじめ防止基本方針」に基づき、睦合小学校全児童が安心・安全な学校生活を送るために必要な措置を講ずることを目的として策定する。

## 2 いじめの定義と本校の基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条より）

### (2) 本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、その学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係である児童はいない。」という基本認識にたち、全ての児童が、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようとする。

そのため、以下の内容を基本姿勢として挙げる。

- ア いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- イ 児童一人一人の自己肯定感（所属感・自己有用感・自己好意感）を高め、自尊感情を育む。
- ウ いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、様々な手段を講じる。
- エ 当該児童の安全を保障し、早期解決、事後指導のため、家庭、各種団体、専門家との連携・協力を図る。

## 3 いじめ防止等の対策

### (1) いじめの未然防止

ア 道徳教育の充実を図るため、「特別の教科 道徳」の時間の指導を工夫し、ねらいとする道徳的価値の深い自覚を促す。

イ 「命の大切さを育む授業プログラム」に沿った実践を強化し、自他の命を大切にする心や自己有用感の醸成に努める。実践後は、児童の変容等をもとにカリキュラムの見直しを行う。

ウ 人権教育の充実を図り、差別を許さない・見逃さない態度の育成に努める。また、人権月間を設定し、「ありがとうの木」の取組や人権集会を通して、人権感覚の育成に努める。

エ 道徳性の育成のための取組としての体験活動を以下のとおり推進する。

- ・スポーツタイムによる異学年交流
- ・無言掃除の取組と学級園の整備
- ・低学年における幼・保等との連携のための活動

オ 各教科等の学習指導において、言語活動の充実を図り、確かな学力の育成に努め、相互交流の工夫を行い、コミュニケーション能力を育成する。

エ SNS等のインターネットを利用したいじめの未然防止のため、情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者への啓発をする。

### (2) 児童の思いを大切にした取組（宣言文）

ア 熊本県児童会「いじめを許さない」宣言文

わたしたちは、楽しく安心してすごせる学校にするために、みんなで協力して、いじめ「0」にすることを目指し、次のことを実行します。

- 一 わたしたちは、相手の気持ちを考えて生活します。
- 一 わたしたちは、ありがとうの気持ちを忘れずに、心あたたまる言葉をつかいます。
- 一 わたしたちは、自分の考えを相手に分かってもらえるように伝えます。
- 一 わたしたちは、みんなが分かり合い、声をかけ合い、助け合う仲間になります。

イ 本校児童会宣言文

- 一 友達に親切にし、いやなことをしたり言ったりしたりしません。
- 一 だれとでも話したり遊んだりします。
- 一 ルールを守り、注意し合えるような友だち関係をつくります。
- 一 「ありがとう」を進んで言います。
- 一 いじめを見逃さずに注意し、子ども同士で解決できないときは、すぐに先生や親に相談します。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

#### ア 早期発見のための取組

- (ア) 職員は、日頃の児童の様子の少しの変化も見逃さないように努め、気になったことについてでは、当該児童等へ積極的に声をかける等の対応をする。
- (イ) 「タマにやんチェック」及び「心のアンケート」（年2回6月・12月）を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- (ウ) 教育相談旬間を年2回（6月・12月）実施する。
- (エ) 前期（6月）及び後期（12月）に、保護者に対して「いじめ発見チェックリスト」を配付し、保護者と協力して早期発見に努める。
- (オ) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合もあるため、「愛の1・2・3運動プラスワン」（欠席1日目に電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目以降は学校組織で対応、10日以上の場合は関係機関と連携を図る）を実践し、不登校の未然防止及び早期発見、早期解消に努める。ただし、児童が欠席しても家庭からの連絡がない場合や児童からの連絡のみの場合は、欠席1日目でも家庭訪問を実施する。
- (カ) 上記「愛の1・2・3運動プラスワン」については、保護者に対して周知するとともに、児童の欠席連絡を保護者の責任において確実に行うよう依頼する。

#### イ 早期対応のための取組

- (ア) いじめを把握したときは、**情報集約担当者を中心として情報を収集、事実確認の整理をし**、的確な役割分担により組織的に早期解決にあたる。
- (イ) 定期的に「児童を見つめる会」を実施し、情報の共有化を図る。
- (ウ) 「いじめ問題対応マニュアル」により、他の職員や保護者等と連携して対応にあたる。
- (エ) 必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応について協議する。

### (4) 教育相談体制

ア 校内における「いじめ相談窓口」（教頭及び養護教諭）を設置し、相談体制の整備を行う。

イ 学級懇談会時に個別の教育相談の時間を設定し、保護者からの相談に対して対応する。

ウ 児童及び保護者に、県や警察等が実施している電話による相談体制について周知する。

### (5) 生徒指導体制

ア 「児童の居場所づくり推進テーブル」の視点に沿った生徒指導を行う。

イ 生徒指導における各月の重点について確実に指導する。

ウ 生徒指導の推進状況について、「生徒指導対策委員会」で確認し、必要に応じ協議する。

エ 「不登校対策委員会」を設置し、児童の出席状況に関する情報の共有化を図り、不登校の早期発見及び早期対応、早期解消の取組の充実を図る。その際、いじめにより当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められた場合は、重大事態として対応する。

### (6) 校内研修

ア 全ての児童が授業に参加し、活躍できるための授業改善を図り、いじめの未然防止に努める。

イ 授業を担当する全ての教員が、公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。

ウ 「かがやき5」の徹底を図り、学習規律の確立に努める。

エ 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所）やリーフレットを活用した研修を実施する。

## 4 重大事態等の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次のように対処する。

(1) 重大事態が発生した旨を玉名市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 玉名市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織（いじめ防止対策連携委員会）を設置する。

(3) **情報集約担当者**を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果等の情報を、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。

(5) 調査結果を玉名市教育委員会へ報告する。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

## 5 いじめの防止等のための組織

### (1) 学校内の組織

#### ア 生徒指導対策委員会

問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通実践について協議する。

##### <構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任

##### <開催>

毎月1回を定例会とし、問題行動発生時には緊急開催とする。

#### イ 不登校対策委員会

児童の出席状況に関する情報の共有化を図り、不登校の早期発見及び早期対応、早期解消の取組について協議する。

##### <構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、SC・SSW(必要に応じて)

##### <開催>

毎月1回を定例会とし、児童が相当の期間（特別な理由がなく3日以上）学校を欠席した場合には緊急開催とする。

#### ウ いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うための協議を行う。

##### <構成員>

校長、教頭（情報集約担当）、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、SC・SSW(必要に応じて)

##### <開催>

いじめ事案発生時に開催する。

### (2) 家庭、地域、関係機関と連携した組織

#### ア 瞽合小さいじめ防止対策連携委員会

緊急かつ重大事態のいじめ事案等について支援するために、保護者、地域住民、関係機関からの代表により、対策等について協議する。

##### <構成員>

校長、教頭（情報集約担当）、人権教育主任、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、SCSSW、PTA会長、主任児童委員、玉名警察署

##### <開催>

緊急かつ重大事態のいじめ事案発生時に開催する。

## 6 評価と改善（P D C Aサイクルによるチェック）

### (1) 評価について

#### ア いじめの認知件数

#### イ 不登校及び不登校傾向の児童数

#### ウ 学校評価アンケート（保護者及び関係者）

#### エ 教育相談等の内容

### (2) 改善について

#### ア 行動計画について

#### イ 実践状況について

#### ウ 次年度への志向について

## 7 主な年間行動計画 ※別紙の通り

※最終規定日 令和3年4月1日改正